

【事務連絡】

平成 27 年 12 月 10 日

(一社) プレハブ建築協会 特定団体参加登録事業者
瑕疵担保責任保険ご担当者様 各位

一般社団法人 プレハブ建築協会
瑕疵担保責任保険住宅品質委員会 委員長

住宅保証機構(株)『まもりすまい保険』申込時の添付図書追加について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は当協会の瑕疵担保責任保険業務にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、先般開催されました(一社)プレハブ建築協会 瑕疵担保責任保険住宅品質委員会に於きまして、下記の図書を住宅保証機構(株)『まもりすまい保険』申込時の添付図書(必須)とする事と致しましたので、各ご担当者様に於かれましては下記の内容をご理解いただき、適切にご対応いただきます様お願い申し上げます。

記

1. 追加された経緯

プレハブ建築協会が規定する【住宅保証機構版】特定プレハブ住宅取扱規程類の平成 27 年 11 月 1 日付改正に伴い、保険付保住宅の対象範囲が変更されたことによります。

※保険付保住宅の対象範囲:【住宅保証機構版】特定プレハブ住宅取扱規程第 2 条を参照して下さい。

2. 追加される図書 及び 対象建物

1) 追加される図書

◆『【3 構法】プレハブ建築協会特定住宅設計施工基準に基づく品質管理規程チェックリスト』

2) 対象建物

◆『プレハブ建築協会 特定住宅設計施工基準第 3 条第 2 項』のいずれも適用がない住宅

【プレハブ建築協会 特定住宅設計施工基準第 3 条第 2 項】は以下になります。

- ① 建築基準法の第 68 条の 10 による型式適合認定を取得した住宅
- ② 性能表示制度による「劣化対策等級 2」以上に相当する耐久性を有する住宅
- ③ 協会の「PC 部材品質認定制度」に基づく品質認定を取得した工場で製造された PC 部材を構造上主要な部分に使用した住宅

※上記①～③のいずれかの適用がある住宅(プレハブ工法等)は、提出不要です。よって、各事業者様からの申込住宅の大半は提出不要となります。主に在来工法等の住宅が対象となります。

3. 瑕疵担保責任保険申込みに際する注意点

- ① 瑕疵担保責任保険を申込む住宅の構造(木造、RC 造、S 造)により、それぞれのチェックリストを提出して下さい。混構造の場合は、対象構法全てのチェックリストを提出して下さい。
- ② 対象建物の場合、申込時必須図書になります。

3. 実施時期

- ① 本状到達時より（但し、平成 27 年 12 月末までは経過期間とします）
- ② 平成 28 年 1 月度申込より添付必須図書とし、提出の無い場合は受付されません。

【本件問合せ先】（一社）プレハブ建築協会 保険業務部

☎03-5244-5198（直通） ✉hoken@purekyo.or.jp

以上

添付資料：【3 構法】プレハブ建築協会 特定住宅設計施工基準に基づく品質管理規準チェックリスト
：【住宅保証機構版】プレハブ建築協会 特定住宅設計施工基準（平成 26 年 10 月 9 日改訂版）
：【住宅保証機構版】特定プレハブ住宅等取扱規程（平成 27 年 11 月 1 日改訂版）